

# 第二回國会 治安及び地方制度委員会議録第二十四号

(四二)

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

副委員長 松野 賴三君

理事 尾喜三郎君

理事 川橋豊治郎君

理事 小暮藤三郎君

大内 一郎君

中島 守利君

矢後 嘉藏君

松谷 天光君

小枝 一雄君

大村 清一君

笠原 貞造君

高橋 長治君

良夫君

外崎千代吉君

坂田道太君

矢後嘉藏

君

高橋長治君

坂東幸太郎君

松澤 兼人君

高橋 長治君

良夫君

坂東幸太郎君

高橋長治君

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は、地方自治法の一部を改正する法律案並びに消防法案起草に

関する件であります。

なお、その前にちよつと報告事項が

あります。委員の異動を御報告いたしま

す。それはこのたび石田一松君、渡辺

良夫君、外崎千代吉君が辞任されまし

て、高橋長治君、坂田道太君、矢後嘉藏

君、小枝一雄君が選任になりました。

高橋長治君を御紹介いたします。

○高橋(長)委員 ただいま御紹介をい

たきました民主党の高橋長治でござ

います。何とぞよろしくお願いいたし

ます。

○坂東委員長 この際一言だけ御報告

申し上げます。去る二十一日委員会有

志としまして浜松事件の観察に参りました。

した。それは私と門司君、千賀君、それ

から崎川書記であります。向うに参

りまして市長、知事、公安委員並びに

署長等二十名集まりまして、その事件

の内容を聽き、また新警察法適用の状

態及び運営状態等を聽いたのであります。

が、要するにあの事件は昨年からの

ことでありまして、すなわち朝鮮人側

と小野組に確執がありまして、それに

いろいろの関係が起りました結果、あ

いいう事件が起つたのであります。

その運用並びに適用の状態を聞きま

ります。新警察法を十分理解せぬとい

う状態もあります。種々なる関係があ

ります。新警察法に対する改正の希望

の点もありますが、あとから別の機会に詳しく述べ申します。だい参りましたことをお知らせ申し上げます。

○坂東委員長 それでは地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。苦米地官房長官から説明を求めます。

○坂東委員長 一部を改正する法律案を議題に供します。苦米地官房長官から説明を求めます。

○坂東委員長 地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。

用する権利を規制すること。  
五 学校、研究所、試験場、図書館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音樂室その他の教育施設を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

六 病院、隔離病舎、療養所、消毒所、産場、託児所、養老院、慈善院、少年教護施設、留置場、屠場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれを使用する権利を規制すること。

七 清掃、消毒、美化、警備防止、風俗又は清潔を汚す行爲の制限その他の保健衛生、風俗に関する事項を処理すること。

八 防犯、防災、罹災者の救護等を行うこと。

九 未成年者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十 未成人者、貧困者、病人、老衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十一 治山治水事業、農地開発事業、耕地整理事業、公有水面埋立事業、都市計画事業、不良地区改良事業その他の土地改良事業を施行すること。

十二 発明改良又は特産物等の保護奖励その他産業の振興に関する事務を行うこと。

十三 史跡、名勝その他の記念物を保護し、又は管理すること。

十四 普通地方公共團体の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五 住民、滞在者その他の必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行ふこと。

十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。

十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周密度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基づく地域等に関する制限を設けること。

十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收用すること。

十九 当該普通地方公共團体の区域内の公共的團体等の活動の総合調整すること。

二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、

本日の会議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第四一號)

神戸市の朝鮮人騒擾事件に関する件



團体の長は、直ちに、必要な措置を講するとともに、その旨を監査委員及び第一項の規定による請求人に通知しなければならない。

五月十五日から、これを施行する。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度に

になりました地方自治法の一部を改定する法律案につきまして、その提案の理由及び主要なる事項の概略を御説明申し上げます。

充についてであります。地方自治法施行後、実情に顧み、議会の議決事項として、納税者の保護、地方公共團体の重要な経済行為等の適正な処理に遺憾

前二項の規定による監査委員若しくは普通地方公共團体の長の措置に不服があるとき、又はこれらのが措置を講じないときは、第一項の規定による請求人は、最高裁判所の定めるところにより、裁判所に対し、当該職員の違法又は権限を超える当該行爲の制限若しくは禁止又は取消若しくは無効若

において、市町村の区域の変更があつたときは、その変更に係る区域の住民は、第七條の規定にかかわらず、本條の定めるところによつて、従前の市町村の区域でその町村を離き、又は従前の市町村の区域の通りに市町村の境界変更をすることができる。

おいて、譲全の譲渡を経てその譲  
更に係る区域が從前屬していた市  
町村に返還しなければならない。  
前項の財産処分に不服がある市  
町村は、裁判所に出訴することができる。

地方自治の民主化とその健全な運営を目指して制定された。地方自治法は、昨年五月三日施行され、憲法施行と同時に施行せられたのであります。が、その後における運用の実績に鑑み、さらに住民自治の本旨を具現化し、その民主化を徹底するために、昨年十二月、相当廣範囲にわたりまして第一次の地方自治の改正が行われました。

なきを期するため 講会の講演等の範囲を拡充することとしたのであります。

しかしはこれに伴う当該普通地方公共團体の損害の補てんに関する裁判を求めることができる。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の規定による請求は、市町村長に対してもこれをし、第二項及び第三項の規定による監査委員及び普通地方公共團体の長がこれらを職務は、市町村長が自らこれを行う。

ところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登載されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならない。

政令で特別の定をするものを除く外、地方自治法第二編第四章の規定は、第三項の規定による投票にこれを準用する。

第二項の請求は、この法律施行の日から二年以内に限り、これを行なうことができる。

第三條 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行

したことは、各位の御承知の通りであります。今回の改正の骨子は、地方公共團体の権能に関する規定を整備し、地方議会の権限を一層拡充いたし、地方公其團体の議會とその長との關係の調整につきまして、さらに一步進むた措置を講ずることとしたほか、地方自治運営における腐敗を防止し、その公正を確保するため、住民の自治參與の範囲を拡張する等の措置を講じ

第三百六十二條第二項中「解職の投票」の下に「若しくは第三百三條第四項の規定による投票」を加える。  
第二百六十四條に次の一項を加える。

投票に付さなければならぬ、  
第二項の規定による区域が現に  
存する他の市町村に属していた場合  
においては、前項の投票に関する事務は、同項の規定にかかるま  
ず、その市町村の選舉管理委員会

の際現になされている地方公共團體の財産又は當造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百三十九條第二項の規定に基く條例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の

ようとするものでござりますが、これを要するに、第一次の地方自治法改正の趣旨を敷衍いたしまして、さらにはこれを徹底しようとするものにはかなわないであります。

まず地方公共團体の機能に関する想

第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。  
第二百八十一條に次の一項を加える。  
第二條第三項及び第四項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

がこれを管理する。この場合に於ける必要事項は、政令でこれを定める。

日から十年以内に、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、將來に向つてその効力を生ずる。

○苦米地國務大臣　この委員会に付託



ないこととなり、またあるいは賠償の対象物に指定を受ける等、少くともその当初の存立の基盤の大半を喪失した実情に立ち至つた次第でありますので、この現実の事態を率直に認めまして、編入せられた町村のうち、旧に復することを希望するものがありますれば、それらの者の請求に基き、関係住民の一般投票を行い、その結果、過半数の賛成がありました場合には、その希望をかなえることができるよういたしました次第であります。

以上で今回の地方自治法の一部を改正する法律案の内容の概要の説明をいたしましたのであります。さら御質疑等がござりますれば、個々の規定につきお答え申し上げたいと存じます。

○坂東委員長 お詫びいたします。この改正案は相当範囲の廣いものでありますから、一般的の質疑並びに逐條審議等は、次の機会にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 ではそういうことになります。

○坂東委員長 それでは次に消防法案起草に関する件を議題に供します。なおこの件につきましては以前の委員会におきまして、字句の修正等は委員長一任となつております。委員長は字句その他について検討をなしまして、が、法務廳あるいは法制部長から字句が生じてしまひました。従つてそれらに検討を加えました。できましたならば関係方面の承諾を求ることになつた次第であります。

○坂東委員長 ではそういうことになります。

つておりますが、さらにあらためてその点委員長に御一任願えませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさように決定いたします。

○齋藤(昇)政府委員 神戸事件につきましては、すでに新聞等で御承知の通りございまして、警察といたしましては遺憾の意を表する次第であります。

丘原縣におきましては、去る四月十四日に朝鮮人学校五校に対しまして閉鎖命令を発したのであります。ところが彼らは依然授業を継続いたします一方、朝鮮人の團体幹部生徒父兄等約七十名が、去る十四日午後一時ごろ副知事に面会を求めまして、閉鎖命令の撤回を強要いたしたのであります。これが、これを拒否されますが、これに抗議をとりまして、不法占拠者全員を住居侵入罪として検挙いたしまして、市内の警察署に留置をしたのであります。これを知りました朝鮮人連盟におきましては、各小学校に四、五百名ずつ集合いたしまして、これに対する対策を協議をいたしますほか、検挙者の放逐運動を活発に展開いたしました。

正、市の警察局長等が参集をいたしまして、学校の閉鎖強制執行に際する打合會議をやつておりますが、そこで神戸地区司令官は、その日の午後十時ごろ、非常事態を宣言いたしまして、警察は憲兵司令官の指揮のもとに関係朝鮮人の檢挙に当ることに相應するとして、朝鮮人教育委員会等と協議をする、朝鮮人特殊学校は許可あるまで從來通りを撤回するというように、全面的に彼らの要求を承認し、檢挙中の朝鮮人を全部放逐し、同六時彼らは散会したといふ報告に接しているのであります。

そこで朝鮮人が三々伍々縣廳内外に押しあげまして、十一時ごろには知事室に二、三百名、縣廳の周辺に数百名が集結いたしまして、スクランムを組んで、氣勢をあげ、器物、建物を破壊いたしました。なお神戸事件に關しまして、警察本部長官齋藤昇君より説明を求めるにいたしました。

○坂東委員長 それではさように決定いたします。

○齋藤(昇)政府委員 神戸事件につきましては、すでに新聞等で御承知の通りございまして、警察といたしましては遺憾の意を表する次第であります。

丘原縣におきましては、去る四月十四日に朝鮮人学校五校に対しまして閉鎖命令を発したのであります。ところが彼らは依然授業を継続いたします一方、朝鮮人の團体幹部生徒父兄等約七十名が、去る十四日午後一時ごろ副知事に面会を求めまして、閉鎖命令の撤回を強要いたしたのであります。これが、これを拒否されますが、これに抗議をとりまして、不法占拠者全員を住居侵入罪として検挙いたしまして、市内の警察署に留置をしたのであります。これを知りました朝鮮人連盟におきましては、各小学校に四、五百名ずつ集合いたしまして、これに対する対策を協議をいたしますほか、検挙者の放逐運動を活発に展開いたしました。

正、市の警察局長等が参集をいたしまして、学校の閉鎖強制執行に際する打合會議をやつしておりますが、そこで神戸地区司令官は、その日の午後十時ごろ、非常事態を宣言いたしまして、警察は憲兵司令官の指揮のもとに関係朝鮮人の檢挙に当ることに相應するとして、朝鮮人教育委員会等と協議をする、朝鮮人特殊学校は許可あるまで從来通りを撤回するというように、全面的に彼らの要求を承認し、檢挙中の朝鮮人を全部放逐し、同六時彼らは散会したといふ報告に接しているのであります。

そこで朝鮮人が三々伍々縣廳内外に押しあげまして、十一時ごろには知事室に二、三百名、縣廳の周辺に数百名が集結いたしまして、スクランムを組んで、氣勢をあげ、器物、建物を破壊いたしました。なお神戸事件に關しまして、警察本部長官齋藤昇君より説明を求めるにいたしました。

○坂東委員長 それではさように決定いたします。

○齋藤(昇)政府委員 神戸事件につきましては、すでに新聞等で御承知の通りございまして、警察といたしましては遺憾の意を表する次第であります。

丘原縣におきましては、去る四月十四日に朝鮮人学校五校に対しまして閉鎖命令を発したのであります。ところが彼らは依然授業を継続いたします一方、朝鮮人の團体幹部生徒父兄等約七十名が、去る十四日午後一時ごろ副知事に面会を求めまして、閉鎖命令の撤回を強要いたしたのであります。これが、これを拒否されますが、これに抗議をとりまして、不法占拠者全員を住居侵入罪として検挙いたしまして、市内の警察署に留置をしたのであります。これを知りました朝鮮人連盟におきましては、各小学校に四、五百名ずつ集合いたしまして、これに対する対策を協議をいたしますほか、検挙者の放逐運動を活発に展開いたしました。

昭和二十三年六月二十九日印刷

昭和二十三年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局